

障害者施設からの調達拡大に努力を！ 多面的機能支払交付金事務は適正に！

一袋井市議会 6 月定例会での高橋美博議員の一般質問一

市の調達実績はわずか 87 万円、さらなる努力を

障害者優先調達法—平成 25 年から施行。障害者の経済的自立を促進するため、国や地方公共団体など公の機関が、物品やサービスを調達する際に障害者就労施設で製造した物品や提供する役務を優先的・積極的に購入・利用することを定めている。

問 市はこれまでの取り組みをどうか。

答 調達実績は、平成 25 年度 33 万円、平成 26 年度 79 万円、27 年度 87 万円と徐々に増加している。

問 調達実績が伸びない理由はどのようなものか。

答 市内 5 カ所の障害者就労施設での販売可能な品がパンや焼き菓子、トイレットペーパー等単価が低いものが多いこと、草刈りなどの役務も安全面の考慮が必要であり、発注と受注のマッチングが難しいことが主な要因と考えている。

問 調達実績を伸ばすための新しい取り組みはどうか。

答 障害者就労施設と連携し、新たに調達可能なものを増やすとともに、市内の施設では取り扱っていない物品や役務を市外の施設から調達することや、就労施設からの販売先を増やしたいとの要望に応え、指定管理施設や関係団体にも PR し調達の増加を図っていく。

放課後等デイサービス施設の質の確保に万全を

放課後等デイサービス—平成 24 年 4 月の児童福祉法の改正により創設されたサービス。知的障害や発達障害がある就学から 18 歳未満までの児童を対象に小中学校や特別支援学校などの授業終了後や学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うもの。本人が費用の 1 割を負担し、残り 9 割を、国 1/2、県と市がそれぞれ 1/4 ずつを負担する給付事業。民間企業の参入で施設数が急増、制度開始から日も浅く、サービス内容など質の確保が問題視されている。

問 市内の施設数、事業者の種別、利用者数はどうか。

答 平成 26 年 6 月旧市民病院医師住宅に開設した「なばな」からはじまり、今年 6 月旭町に開設した「アソベル」まで 5 カ所。株式会社が 3 社、有限会社が 1 社、NPO 法人が 1 法人である。現在の利用者数は小学生 22 人、中学生 8 人、高校生 6 人の計 36 人である。

問 市は施設数の増加をどう捉えているか。

答 学校や家庭以外の児童の療育の場として、また、保護者が就労している児童の余暇の活動場所として、ニーズに合ったサービスであると認識している。

問 市は市内各施設の支援内容を把握しているか。

答 サービスを利用するためには相談支援専門員が作成する障害児支援利用計画の策定が必須となっている。この計画を作成する際に専門員が施設に出向き、職員と面談しながら適切な支援が行われるよう努めている。市は、子供たちが不利益を被る場合には職員が直接施設に出向き、相談支援相談員と連携して双方と面談するなど、解決に取り組み、支援内容の改善が図られるよう調整や働きかけを行っている。

問 市として指導や監査はできないのか。

答 当事業は、児童福祉法に基づき県が指定申請・許可を行うため、市には指導・監査の権限はない。

問 障害の重い方などが敬遠されている実態がある。市として改善できる点はないか。

答 国の制度に基づく事業であり、現状では市独自の加算等による財政的支援を行うことは考えていない。

障害児放課後児童クラブの今後のあり方は

障害児放課後児童クラブ—障害のある 3 歳から 18 歳までの幼児や児童を対象に日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行いその育成を促すとともに、保護者の養育負担の軽減を図ることを目的に全額市費の委託事業として実施。平成 15 年に「そよかぜ」16 年に「つばめの家」22 年に「はるかぜ」を開設、現在市内 3 カ所で実施している。

問 放課後等デイサービスと役割が重複するが、障害児放課後児童クラブ事業をどう位置付けているか。

答 週に 1 日から 2 日間の利用で、利用者と職員の 1 対 1 を基本とするきめ細やかで手厚い、市単独の事業であり、第 2 次障害者計画の中でも療育支援の施策の一つとして定められている。利用者にとってメリットが大きく、障害がある子どもを持つ家庭を支えるために必要な事業と考えている。

問 今後の利用者数の見通しはどうか。

答 保護者からは「障害児放課後児童クラブと放課後等デイサービスを併用して子供に療育の機会をより多く与えたい」との声が多く寄せられており、利用者は今後も一定数を保って推移するものと予測している。

問 市の支援・関与の在り方をどう考えるか。

答 今後利用している方々や受託機関の意見を伺いながら、国により制度化され施設が増えている放課後等デイサービスとの住み分けや、財政的な負担も考慮し、あり方について次期障害者計画に反映していく。

不適切でない会計処理に対する市の指導は

多面的機能支払交付金—平成 19 年度から実施されていた農地水、環境保全向上対策事業が、平成 23 年度からの農地水管理支払い交付金を経て、国土保全や水源涵養、景観形成などの農村の持つ多面的機能の発揮を促進するため、農業の有する多面的機能の促進に関する法律に基づき新たにスタートした制度。

問 平成 27 年度から交付額が大幅に増えた理由は何か。

答 制度変更により、平成 27 年度から国負担分 1/2、県負担分 1/4 を市一般会計に収入し、市負担分 1/4 と合わせて活動組織に一括して交付する制度となったため。市費の負担分は変わらないが歳出額は 4 倍となっている。

問 市内 15 の活動組織の主な活動内容はどうか。

答 農道の草刈りや水路の維持管理に加え、水路のパイプライン化など施設の長寿命化事業を実施。子どもたちを対象とした農業体験や環境学習の実施、蛍の生息環境の維持、環境形成活動などを展開している。

問 活動組織が事務委託している磐田用水で「不適切な会計処理」が問題となっている。市は把握しているか。

答 15 組織のうち 8 組織が磐田用水に事務委託、そのうち 1 組織分が NPO に再委託されている事実を確認。事務委託金が土地改良区の予算に計上されないなど再委託の会計処理として適切でないと判断し、是正を指導した。

高橋美博（日本共産党）の市議会ニュース

2016 年 6 月 24 日発行 連絡先 大谷 245、TEL・FAX48-6100
ホームページ <http://www.yoshihiro-takahashi.net>
ブログ「高橋美博の東奔西走」更新中